

過疎地域持続的発展計画

計画期間：令和3～8年度

福岡県大牟田市

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	大牟田市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	8
(3)	大牟田市の行財政の状況	10
(4)	地域の持続的発展の基本方針	12
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	13
(6)	計画達成状況の評価に関する事項	14
(7)	計画期間	14
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	14
2	移住・定住・地域間交流の促進	15
3	産業の振興	18
4	地域における情報化	26
5	交通施設の整備、交通手段の確保	28
6	生活環境の整備	31
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	42
8	医療の確保	48
9	教育の振興	49
10	集落の整備	56
11	地域文化の振興等	57
12	再生化可能エネルギーの利用の促進	59

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項…………… 60

○2から10のうち過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）…………… 62

1 基本的な事項

(1) 大牟田市の概況

ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

(ア) 沿革

本市は石炭産業とともに発展してきた鉱工業都市であり、その歴史は文明元(1469)年の「燃える石」の発見に始まります。享保6(1721)年に柳河藩家老の小野家による石炭採掘が開始され、明治6(1873)年に官営、明治22(1889)年に三井家の経営となり、本市は炭都として発展し、わが国の近代化をけん引してきました。太平洋戦争では、空襲により大きな損害を受けましたが、終戦後も、北九州市の製鉄とともに経済復興の原動力となりました。

しかし、1960年代初頭(昭和30年代の半ば)に始まった国のエネルギー政策の転換は、本市の基幹産業である石炭産業に打撃を与え、企業の合理化とともに人口の流出が続き、昭和34(1959)年をピークに人口は減少を続けています。

三井三池炭鉱は、平成9(1997)年3月に閉山し、江戸時代中期から続いていた石炭採掘の歴史に幕を閉じました。現在、エネルギーのまちとして歩んできた歴史を大切にしながら、新しい時代に向けたまちづくりを進めています。

(イ) 自然的条件

本市は、福岡県の最南端に位置しており、北はみやま市、南は熊本県荒尾市、東は熊本県南関町に接しています。西は有明海に面しており、対岸は佐賀県、長崎県となっています。

大牟田市の総面積は81.45㎢であり、福岡県全体の約1.6%を占めます。北部と東部は甘木山、稲荷山、上徳山、大間山、三池山、高取山等の低山の連なる山地で、中心部には平野が広がり、西は干拓地から有明海へと続いています。

一方、河川は、隈川、堂面川、大牟田川、諏訪川の4つの水系で構成された二級河川が東部の山地等を源流として西の有明海へと注いでいます。また、臨海部には干潟が見られるほか、有明海沖には、海底の坑道への送気と排気のために築造した初島、三池島の人工島があります。

(ウ) 社会的・経済的条件

本市は、古くから石炭のまちとして発展してきたため、かつての石炭関連産業を中心とした市街地が市域の中・南部に形成されています。高度成長期以降、市の北部に新しい市街地が開発されたため、企業所有地が多かった中南部とは市街地の特性が異なっています。

現在、企業誘致や地域の企業の育成、支援をはじめとする産業の振興を図っています。

イ 過疎の状況

本市では、昭和 34 年をピークに人口の減少が続いており、約 4 割の人口が流出しました。その影響は、市の至るところで見られ、雇用の縮小、高齢化の進行、児童生徒の減少、低未利用地の発生、第一次産業や地域商業の継承者不足など多くの問題を抱えており、人口の減少に対応した取組みが必要となっています。

本市では、地域の抱える課題に対応しながら、市民生活の安定と質の向上を図ることとしています。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

(ア) 人口減少・少子高齢化と地方創生

我が国の人口は、平成 20(2008)年をピークに減少に転じ、令和 12(2030)年から令和 17(2035)年の間には、全ての都道府県で人口減少が始まるとされています。あわせて、地方の若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏をはじめとする大都市部に流出することにより、日本全体としての少子化、人口減少につながっていると指摘されています。

このような状況を踏まえ、国は平成 26(2014)年にまち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、平成 27(2015)年度を初年度とする 5 年間の総合戦略を策定し、情報支援（地域経済分析システム（RESAS）の提供等）・人材支援（地方創生コンシェルジュ制度や地方創生人材支援制度等）・財政支援（地方創生関連補助金等）により自治体の取組みを支援しています。以降、全国 1740 の市区町村が地方版総合戦略を策定し、それぞれの地域の特色や地域資源を活かした地方創生の取組みを展開しています。

国は、東京圏への一極集中是正に向け、令和 2(2020)年時点で東京圏からの転出者と東京圏への転入者を均衡させるという目標を掲げ、都市圏の私立大学の定員削減や地方への企業の本社移転の促進等の取組みを実施しています。しかしながら、現在でも東京圏への転入超過が年 10 万人を超える

規模で推移しており、さらに一極集中は進んでいる状況にあります。九州においては、福岡市に人口が集中する状況が続いており、有明圏域（大牟田・みやま・柳川）でみると人口が減少しています。

さらに、人口減少だけではなく、人口構造も大きく変化しています。未婚化・晩婚化や経済的理由を要因とした出生数の低下に加え、平均寿命の延伸による高齢者人口の増加もあいまって、少子高齢化が進んでいます。内閣府の高齢社会白書によると、平成 27(2015)年では、1 人の高齢者を現役世代（15～64 歳）2.3 人で支えているのに対し、約 50 年後には、1 人の高齢者を現役世代 1.3 人で支える社会が到来すると予測されています。

このように、今後人口構造の変化が一層進んでいく中、国では、持続可能な社会保障制度を確立するため、受益と負担の均衡がとれたものとなるよう各制度の見直しが進められています。さらには、令和元(2019)年 10 月から消費税率が 10%に改定され、社会保障の安定財源を確保するとともに、幼児教育・保育の無償化をはじめとする子ども・子育て支援の充実なども図られることとされています。

地方での人口減少や人口構造の変化は、労働力人口の減少や消費市場の縮小を引き起こし、地方の経済規模を縮小させます。それが、社会生活サービスの低下を招き、さらなる人口流出を引き起こすという悪循環となり、地域経済社会の急速な縮小につながります。

人口減少と少子高齢化が進む本市においては、今後も引き続き、国や県と連携し、人口の自然減や社会減への的確な対応を図るとともに、本市の定住人口や交流人口の増加と合計特殊出生率のさらなる向上に取り組むことにより、将来の人口減少や少子高齢化を見据えた地方創生に取り組むことが必要です。

（イ）持続可能な社会の実現

1960 年代から 1970 年代にかけて、先進諸国では地域的な公害が大きな社会問題となる一方で、開発途上国では貧困からの脱却が急務でした。そうした背景から、昭和 47(1972)年のストックホルム宣言により、経済や社会の発展のためには、環境保全の視点を持つことが重要という考え方が明示され、昭和 55(1980)年には、世界環境保全戦略において「持続可能な開発」という概念が国際的に初めて示されました。その後、持続可能な開発の実現に向けて、平成 4(1992)年の環境と開発に関する国連会議（地球サミット）など、幾度かの国際会議が開催され、実施計画等が採択されています。

その後、極度の貧困と飢餓の撲滅や環境、人権のグローバルな取り組みとして、平成 12(2000)年にスタートしたミレニアム開発目標(MDGs)を経て、平成 27(2015)年 9 月の国連本部で開催された国連サミットにおいて、193 の国連加盟国により「2030 年に向けて国際社会が持続可能な開発のために取り組むべき 17 の目標」である SDGs(持続可能な開発目標)が採択されました。SDGs は、人間、地球、豊かさ、平和のための目標であり、国際社会のパートナーシップにより、全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされています。また、平成 27(2015)年 12 月に 196 の国・地域により採択されたパリ協定とともに、気候変動や生物多様性の喪失への対応、温室効果ガスの削減、脱炭素社会の実現に向け、経済社会の抜本的な転換を求めるものです。

その実施に向け、国においては、平成 28(2016)年 5 月に SDGs 推進本部を設置し、同年 12 月、今後の日本の取り組みの指針となる SDGs 実施指針、平成 29(2017)年 12 月に方向性や主要な取り組みを盛り込んだ SDGs アクションプラン 2018 を決定しました。以降、企業における環境問題や社会問題の視点を経営に取り入れた SDGs の取り組みの強化、SDGs を原動力とした地方創生、次世代・女性の活躍の推進などが進められています。また、民間企業においては、社会貢献活動の一環として SDGs に取り組むのみならず、SDGs を自らの本業に取り込み、ビジネスを通じて社会的課題の解決に貢献することに取り組んでいる企業もあります。

本市は、石炭産業の隆盛の一方で、長期にわたる公害問題を抱え、それを克服してきた経過があります。現在も、環境保全に向けた取り組みとともに、「低炭素社会」「資源循環型社会」「自然共生社会」等の実現に向け、生活排水対策やごみの減量化・資源化等に対する意識の醸成を図りながら、市民、事業者、市民団体、行政の協働により、環境負荷低減に向けた取り組みを進めています。あわせて、全ての市立の小・中・特別支援学校がユネスコスクールに加盟し、「持続可能な開発のための教育(ESD)」を推進しており、持続可能な社会の創り手の育成を進めています。

今後もこれらの取り組みをはじめ、本市における各施策の推進にあたり、SDGs との関連を意識しながら、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むことが重要となっています。

(ウ) 地域経済と技術革新・グローバル化

我が国の経済は、平成 24(2012)年 11 月を底に緩やかな回復基調が続いています。海外経済が緩やかに回復する中で、日本の輸出や生産は持ち直しが続き、企業収益は過去最高となり、雇用・所得環境も改善しています。また、個人消費や民間企業設備投資など国内需要も持ち直しており、好循環が進展しています。他方で、景気回復のリスク要因としては、米国や中国、EU など諸外国経済の不確実性や金融資本市場の変動が挙げられ、引き続き留意が必要とされています。

生産年齢人口の減少や景気回復の長期化によって、労働市場では人手不足感が高まっています。今後は、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」や成長戦略の核となる「生産性革命」などの各種政策により、潜在成長率をさらに引き上げていくことが重要とされています。

このような中、第 4 次産業革命とも言われる情報化のさらなる進展や AI・ロボット等の新技術の普及により、人口減少や少子高齢化、エネルギーや環境制約、生産性の向上や多様な働き方の実現など、経済社会に様々な影響を与えることが予測されています。例えば、自動車の運転、物流の面であれば、人手不足に直面する物流現場の効率化につなげられ、業務負担も大幅に軽減されるほか、交通事故の削減など、安全・安心な自動運転社会にもつながります。さらには、オンライン医療や IoT を活用した見守りサービスなどにより、高齢者も含め利便性の高い生活を実現し、地域コミュニティの活力の向上が図られることが期待されています。

一方で、グローバル化の面では、アジア振興国等の経済成長により海外旅行者数が増加していることをはじめ、日本への国際的注目度の高まりや訪日外国人旅行者の拡大に向けた施策が進められたことなどにより、近年、訪日外国人旅行者の急速な増加が続いていました。しかし新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延によりインバウンド需要は消失し、現在も厳しい状況が続いています。

地域経済の活性化に向け、このような技術革新の流れやウィズコロナ・アフターコロナを見据えたグローバル化の進展を踏まえるとともに、広域交通ネットワークやものづくりの技術、整った教育環境などの地域の特性を活かし、産業の多様化を図るとともに、時代の流れに対応できる地域企業の育成や人づくりが必要となっています。

(エ) 地域共生社会の実現や安心安全のまちづくり

少子高齢化や核家族化の進行、それに伴う一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加により、地域のつながりや家庭の機能の低下が生じてくる中、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする、対応が困難なケースが増加しています。こうしたケースや地域の課題やニーズの多くは、これまで地域や家族における人と人とのつながりの中で対応されてきたものです。

今後は、地域を基盤として人と人とのつながりを再構築するとともに、公的支援も地域の実情に応じて、高齢・障害といった分野をまたがって総合的に支援を提供しうよう変わっていく必要があります。

そこで、公的支援における制度や分野ごとの縦割り、さらには「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域コミュニティ組織、団体、事業所等の地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

一方、東日本大震災(平成 23(2011)年)をはじめ、熊本地震(平成 28(2016)年)、北海道胆振東部地震(平成 30(2018)年)など、広域かつ甚大な被害をもたらすような地震が発生しています。加えて、九州北部豪雨(平成 24(2012)年、平成 29(2017)年)など全国各地で記録的な豪雨が発生し、令和 2 年 7 月豪雨では本市においても観測史上最大級の降雨量となり、甚大な被害が発生しました。今後も台風、梅雨の影響や気候変動により、その傾向が増していくと想定されているため、引き続き災害に強いまちづくりを進める必要があります。

また、高齢者や子どもが犯罪に巻き込まれるなど、全国的に安全を脅かす事件等は後を絶たず、犯罪に対して不安を抱く人が少なくありません。

こうした災害対応や防災、防犯を進めて行く中において、あらかじめ被害の発生を想定した減災に向けた取組みや犯罪から市民を守る取組みとともに、声かけや見守りといった日常における地域住民同士のつながりが改めて見直されています。

本市においては、要配慮者に対する見守りやふれあいサロン活動、「大牟田方式」と呼ばれる地域認知症支援の取組みをはじめ、防犯活動や防災訓練など、地域住民や事業所、関係団体による主体的な取組みが進められています。地域共生社会の実現をはじめ、災害や犯罪から住民の生命、身体及び財産を守る安心安全なまちづくりを進めるためには、今後も市民や行

政、地域の多様な主体がまちづくりへ参加及び連携・協働し、互いに支え合いながら継続的な活動を行うことが重要となっています。

（オ）人口減少時代に求められる行財政運営

地方行財政運営を取り巻く環境は、人口減少社会や人口構造の変化、個人の価値観やライフスタイルの変化、AI・ロボット等の技術革新など、絶えず変化を続けています。将来、より人口減少や少子高齢化が進むと予測される中、生産年齢人口が減少し、税収の増加は容易に見込めない一方で、社会保障費の増加が予測されます。

また、高度成長期に整備した公共施設は、これから大規模な更新の時期を迎えます。さらには、自治体においても、若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約されてきます。

今後の人口動態を見据え、令和 22(2040)年頃の自治体が抱える行政課題を整理し、対応策を検討することを目的として開催された総務省「自治体戦略 2040 構想研究会」の報告では、こうした状況を前提に既存の制度・業務を大胆に再構築する必要があると提言されています。その中では、環境変化に対応し、自治体が住民サービスを持続的、かつ、安定的に提供していくための具体的な方法として、AI・ロボット等の自動化・省力化につながる技術を徹底的に使いこなすとともに、自治体毎に異なるシステムや様式の標準化・共通化により、職員は企画立案業務等の職員でなければできない業務に注力し、従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮できるスマート自治体への転換の必要性が示されています。あわせて、個々の市町村が文化、教育、福祉などの公共サービス提供のための施設等を全て自ら整備し、保有するのではなく、相互に補完するなど、圏域単位等による自治体間で、有機的に連携することで、都市機能等を維持確保していく必要性も示されています。

本市においても、人口減少と少子高齢化が一層進むことにより、市税収入をはじめとする行政資源の減少や社会保障費の増加が見込まれます。このため、PDCA サイクルによる効果的・効率的な行財政運営を進めながら、大きな情勢の変化を見据え、さらなる職員数の適正化や組織機構のスリム化、職員の能力開発や資質の向上、ICT を活用した情報化の推進など、未来志向による新たな行財政運営を確立する必要があります。また、現在整備に向けて検討を進めている市庁舎や体育館、ごみ処理施設のみならず、道路や橋梁など様々な公共施設が老朽化しており、維持改修や更新が必要となっています。

さらには、様々な地域課題の解決と今後のまちづくりを進めていく上では、市民との適切な役割分担による協働のまちづくりの推進、アイデアやノウハウ、資金などの民間活力の導入などが重要となっています。加えて、有明圏域定住自立圏の自治体との連携を一層深めながら、各自治体における行政サービスの維持・向上と圏域全体の活性化を図ることで、持続可能性を高めることが求められています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本市の人口は昭和 30 年代半ばに 21 万人近くまで達しましたが、以降、減少が続いており、平成 27 (2015) 年には 12 万人を下回る状況となりました。

人口減少に転じた主な要因は、基幹産業の衰退等により市外への転出が転入を上回る社会減でした。また、平成元 (1989) 年からは、死亡数が出生数を上回る自然減の影響も加わっています。合わせて、本市の少子高齢化が進み、高齢化率は 36.3% (平成 31 (2019) 年 4 月現在) と国や県の 20 年先を行くとも言われており、現在もそれらの傾向は継続しています。

そのうち、自然動態については、出生数は減少し、死亡数は増加していることから、その減少幅は拡大傾向にあります。一方、本市合計特殊出生率は、平成 17 (2005) 年以降は上昇傾向が続いており、平成 29 (2017) 年は国の 1.43 や福岡県の 1.51 を上回る 1.69 となるなど、国・県より総じて高くなっています。

また、社会動態については、10 年ほど前まで減少数が年間 1,000 人を超えていたものの、ここ 3~4 年ではおよそ 200~500 人程度となり、全体的に改善の傾向にあります。このように、本市の人口動態については明るい材料も出てきていますが、人口減少をより緩やかにするには、人口移動の収束や合計特殊出生率の向上はもとより、出産を担う世代の人口減少の緩和に取り組む必要があります。

平成 30 (2018) 年 3 月に出された国立社会保障・人口問題研究所の推計 (国勢調査人口、中位推計) によれば、本市の令和 22 (2040) 年の人口は、82,171 人まで減少するとされています。平成 25 (2013) 年 3 月時の本市の令和 22 (2040) 年の推計人口 78,862 人より上振れしているものの、人口減少が今後も続くという依然として厳しい状況にあります。

本市の人口減少がこのように推移していくと予測される中、第 5 次総合計画に引き続き、人口減少を喫緊の課題と捉え、令和 7（2025）年の人口を 105,000 人と想定し、その実現に取り組んでいくこととします。

表 1－1（１） 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 205,766	人 165,969	% -19.3	人 150,453	% -9.3	人 131,090	% -12.9	人 117,360	% -10.5
0 歳～14 歳	70,507	35,761	-49.3	26,173	-26.8	16,041	-38.7	12,726	-20.7
15 歳～64 歳	124,213	112,790	-9.2	96,363	-14.6	77,851	-19.2	62,270	-20.0
うち、 15 歳～ 29 歳 (a)	47,082	36,825	-21.8	24,688	-33.0	19,241	-22.1	13,861	-28.0
65 歳以上 (b)	11,046	17,402	57.5	27,716	59.3	36,752	32.6	40,542	10.3
(a) / 総数 若年者比率	% 22.9	% 22.2	—	% 16.4	—	% 14.7	—	% 11.8	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 5.4	% 10.5	—	% 18.4	—	% 28.0	—	% 34.5	—

表 1－1（２） 人口の今後の見通し（国立社会保障・人口問題研究所推計）

区分	令和 7 年 (2025)		令和 12 年 (2030)		令和 17 年 (2035)		令和 22 年 (2040)		令和 27 年 (2045)	
	推計値	構成比	推計値	構成比	推計値	構成比	推計値	構成比	推計値	構成比
総 数	人 103,670	% —	人 96,535	% —	人 89,400	% —	人 82,170	% —	人 75,146	% —
0 歳～14 歳	10,700	10.3	9,568	9.9	8,570	9.6	7,723	9.4	6,944	9.2
15 歳～64 歳	51,179	49.4	46,876	48.6	42,862	47.9	38,187	46.5	34,108	45.4
65 歳以上	41,791	40.3	40,091	41.5	37,968	42.5	36,260	44.1	34,094	45.4

イ 産業の現況と今後の動向

平成 27(2015)年の国勢調査による本市の就業者比率は、第 1 次産業 2.1%、第 2 次産業 24.8%、第 3 次産業 69.1%となっており、第 1 次及び第 2 次産業の就業者比率が減少する傾向にあります。

表 1－1（3） 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	実数
総 数	人 70,507	人 70,829	% 0.5	人 59,854	% -15.5	人 53,248	% -11.0	人 47,898	% -10.0
第一次産業 就業人口比率	% 10.1	% 5.4	—	% 3.5	—	% 2.4	—	% 2.1	—
第二次産業 就業人口比率	% 45.7	% 36.3	—	% 31.4	—	% 26.7	—	% 24.8	—
第三次産業 就業人口比率	% 44.2	% 57.9	—	% 64.8	—	% 69.7	—	% 69.1	—

（3）大牟田市の行財政の状況

本市においては、平成 17(2005)年度まで「行財政対策大綱」により、平成 18(2006)年度からは「集中改革プラン(2006～2010)」により、行財政改革を推進してきました。また、行財政の分野別の取組みとして、財政状況の改善に向けた「財政健全化計画」や「財政構造強化指針」、行政と民間の役割分担を検証しながら進める「民間活力等導入に関する方針」、計画的な職員配置と職員数の削減に向けた「職員配置適正化方針」等を定め、財政構造の健全化と行政運営の効率化を推進しています。

財政については、地域経済の低迷を背景に、平成 13(2001)年度以来、9 年連続の赤字決算となるなど厳しい状況が続いていましたが、「財政健全化計画」に基づく歳入・歳出両面からの取組みや地方交付税の臨時的な増額によって平成 22(2010)年度に赤字を解消することができました。しかしながら、財政構造の抜本的な改善までには至らず平成 23(2011)年度に「財政構造強化指針」を策定し、引き続き財政健全化のための取組みを行っています。

行政運営については、本市を取り巻く社会背景が絶えず変化する中、将来に向けたまちづくりを確実に推進していくため、限られた資源で最大の効果を生む、経営の視点に立った効果的で効率的な行政運営を進めています。

表 1－2（1） 大牟田市財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	55,615,739	57,365,810	54,397,538
一 般 財 源	29,324,849	30,422,143	29,240,749
国 庫 支 出 金	10,819,346	11,460,875	11,797,622
都道府県支出金	3,048,072	3,514,825	3,990,692
地 方 債	4,042,005	5,744,624	4,018,752
うち 過疎対策事業債	192,900	2,393,200	1,187,700
そ の 他	8,381,467	6,223,343	5,349,723
歳 出 総 額 B	55,029,339	56,581,864	54,242,966
義 務 的 経 費	30,719,881	31,249,515	32,145,418
投 資 的 経 費	4,471,322	4,462,760	3,667,032
うち普通建設事業	4,468,566	4,437,819	3,610,324
そ の 他	19,838,136	20,869,589	18,430,516
※Bのうち	241,165	3,808,739	1,840,995
過疎対策事業費			
歳入歳出差引額 C (A－B)	586,400	783,946	154,572
翌年度へ繰越すべき財源 D	115,500	96,006	81,674
実質収支 C－D	470,900	687,940	72,898
財 政 力 指 数	0.514	0.489	0.530
公 債 費 負 担 比 率	15.9	14.0	14.4
実 質 公 債 費 比 率	14.1	9.0	7.7
経 常 収 支 比 率	95.5	94.9	96.9
将 来 負 担 比 率	125.1	77.9	37.2
地 方 債 現 在 高	48,173,628	48,709,293	46,007,859

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 道					
改 良 率 (%)	—	—	78.1	79.7	80.3
舗 装 率 (%)	76.6	93.2	94.8	95.3	95.4
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	102,330	102,330
耕地 1 ha 当たり農道延長	—	—	—	—	—
林 道					
延 長 (m)	6,995	6,995	6,995	6,995	6,995
林野 1 ha 当たり林道延長	—	—	—	—	—
水 道 普 及 率 (%)	98.7	97.8	98.1	99.8	99.2
水 洗 化 率 (%)	66.0	84.7	90.7	69.5	68.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床) ※	—	37	38	40	42

※病床数は「各年末」の数値

（４）地域の持続的発展の基本方針

大牟田市は、明治時代以降、日本の近代化を支えてきた石炭産業の隆盛とともに発展しました。これまでも多くの人が集まり、このまちに暮らす人々の英知と活力によって、様々な歴史や文化が生み出され、まちの魅力を形成しています。これらは今後も引き継いでいくべきものと考えます。

そのうえで、これからの新しい時代においては、このまちに暮らす人が、生まれ、育った郷土に愛着と誇りを持ち、安心して暮らすことができ、ずっと住み続けたいと思えるように、本市の独自性や強みに目を向け、これまでにない新しい視点や取組みを示しながら、持続的に発展するためのまちづくりを進めていくことが求められています。

まちづくりは人づくりからと言われるように、まちは人によって成り立つものです。人が生活を営むことにより活気が生まれます。人と人とのつながりの中から、やさしさや思いやりがはぐくまれます。家庭、地域、学校、職場など様々な場面において、多くの市民が人を育てることの重要性を認識しています。そのため、これまで以上に人を中心としたまちづくりが必要です。

このようなことから、将来にわたって安心して暮らし、本市に住んでいることを自ら誇ることができるまちづくりを、市民とともに実現していくため、大牟田市の目指す将来の都市像を、次のとおり定めます。

【目指す都市像】

人が育ち、人でにぎわい、人を大切にする ほっとシティおおむた

目指す都市像を実現するために、次の基本目標を定めます。

〔基本目標〕

(はぐくみ)	未来を拓く人がはぐくまれています
(にぎわい)	地域の宝が活かされ、にぎわいのあるまちになっています
(やさしさ)	支えあい、健やかに暮らせています
(くらし)	都市と自然が調和した快適なまちになっています
(あんしん)	安心して安全に暮らせています

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

各分野における成果指標の達成に向けた取組みにより、人口減少の抑制（合計特殊出生率の向上と社会動態の減少幅の縮小）と魅力ある地域づくりを進めます。

あわせて、大牟田市財政構造強化指針に掲げる「①持続可能な財政運営を行います」「②未来に向けた投資を行います」「③将来世代への責任を果します」という3つの基本方針に基づく財政健全化の取組みにより、経常収支比率95%を目指します。

区分	平成27年度 (国勢調査)	令和7年度 (将来展望)	令和22年度 (将来展望)	令和42年度 (将来展望)
人口(人)	117,360	104,700	89,642	75,320

※「第2期大牟田市人口ビジョン」より

(6) 計画達成状況の評価に関する事項

本市では、経営の視点に立ち、限られた資源で最大の効果を生む行政マネジメントシステムの構築に取り組んでいます。本計画達成状況の評価についても、毎年度の行政評価により実施し、議会へ報告するとともに、市民に公表することとします。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 3(2021)年 4 月 1 日から令和 9(2027)年 3 月 31 日までとします。

県が策定する方針を踏まえ、必要に応じて計画の変更を行います。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市の公共施設維持管理計画において、①最適な規模を保有すること、②安全に賢く使うこと、③協働による魅力的な施設づくりという 3 つの基本理念を掲げ、全市的、総合的な視点で公共施設を有効に活用し、計画的な維持管理や更新、統廃合、長寿命化などによって、財政負担の平準化を図り、安心・安全で持続可能な施設経営を目指すこととしています。

なお、本計画に記載された公共施設等の整備については、全て上記の基本的な考え方に適合するものです。

2 移住・定住・地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア シティプロモーション・移住・定住

- 人口減少や少子高齢化が進行する中、本市が「選ばれるまち」となっていくためには、まちの魅力をさらに磨き上げ、市内外に発信することで都市の良好なイメージを形成し、地域住民の愛着の醸成、さらには自治体の知名度とイメージの向上を図るシティプロモーションが必要です。
- 本市には、世界文化遺産に登録された三池炭鉱関連資産をはじめ、全国的に注目を集めている ESD や認知症支援に向けた取組みのほか、市制 100 周年記念事業を契機に誕生した公式キャラクター「ジャー坊」、動物福祉の取組みで多くのメディアにも取り上げられている動物園、食べ物、祭り、豊かな自然、温暖な気候、住環境などの地域資源や魅力が多くあります。しかしながら、市内居住者にとってはそれらが当たり前のものであるがゆえに魅力としての実感が薄く、また、市外居住者へ魅力が十分に伝わっていないという課題があります。
- こうした現状を踏まえ、まずは市内居住者へ大牟田の良さや魅力を十分に理解・認識してもらうこと（インナープロモーション）によって、郷土への愛着や誇りを醸成し、大牟田市に「住み続けたい」という人を増やし、さらに、市外居住者にも PR していくこと（アウトタープロモーション）によって、大牟田市に「行ってみたい」、「移り住んでみたい」という人を増やすことが重要です。
- シティプロモーションは、行政だけではなく、市全体で取り組むことが必要です。特に、市民自らが情報の受け手と同じ目線から発信する情報は、さらなる共感や興味・関心につながることを期待できます。そのため、市民が市の取組みやまちの魅力に触れ、その価値を理解し、それを発信してもらえるような参加型の取組みを行うことが必要です。

イ 地域間交流

- 市民の生活圏や経済圏は、既存の行政区域を越えて広がる一方で、人口減少や少子高齢化の影響により単独自治体で現行の行政サービスの維持は困難になることが予測されています。そうした中、本市を中心市として、みやま市・柳川市・荒尾市・南関町・長洲町との有明圏域定住自立圏を形成し、相互で役割を分担し、各自治体の有する地域資源や特性を活かした取組み

を進めています。今後も定住自立圏をはじめ、様々な枠組みによる自治体間の連携を進めながら、必要とされる行政サービスを圏域全体として維持するとともに、将来にわたって安心して暮らし続けることが出来る、魅力ある地域づくりを進めていくことが必要です。

(2) その対策

ア シティプロモーション・移住・定住

(ア) シティプロモーションの推進

本市の取り組みや様々な魅力に触れる機会を増やし、本市のイメージや知名度の向上につなげます。あわせて、市民・団体・企業などとともに様々なメディアや SNS などの情報ツールを活用した情報発信を行います。

(イ) 移住・定住の促進

本市の魅力である交通の利便性や生活のしやすさについて触れる機会を増やすとともに、フェア出展などを行い、移住人口の増加を図ります。また、市民、特に若い世代が本市の魅力を再認識する機会を増やすほか、本市の住みやすさを実感してもらえる情報発信を積極的に行うことで定住を促進します。

イ 地域間交流

(ア) 広域連携の推進

有明圏域定住自立圏の中心市として圏域自治体との連携を進め、圏域全体として住民生活に必要な行政サービスの提供に努めるとともに、限られた行政資源の有効活用に向けた検討を進めます。また、近隣市町との連携・協力の下、地域の一体的な振興のため、筑後田園都市推進評議会、大牟田・荒尾地域振興推進協議会等を通じ、地域の共通課題の解決に向けて取り組みます。

(3) 計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進	(1) 移住・定住			
		移住・定住促進事業	大牟田市	
	(2) 地域間交流			
		定住自立圏構想推進事業	大牟田市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	シティプロモーション事業	大牟田市	
		情報発信強化事業	大牟田市	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 工業

- 本市の経済環境は、人口減少や社会構造の変化などにより、商業・サービス業をはじめ厳しい状況下にあります。このようなことから、地域の特性・強みを活かした地域産業の活性化、多様化を図る必要があります。
- 市内の中小企業が持続的に成長するためには、経営の効率化や技術の高度化、新商品の開発、取引拡大などを図る必要があります。あわせてそれを担う人材の確保や育成が必要です。一方、経営資源が限られる個々の企業にあっては、こうした取組みを単独で行っていくことに限界があるため、商工会議所や大牟田市地域活性化センターを中心に、産業支援機関や大学・高等専門学校の研究機関と連携し、企業活動を積極的に支援していく必要があります。
- 厳しい地域経済情勢の中、地域の活性化を図るためには既存企業の成長とあわせて、新規創業を増やすことが重要です。このため、創業に必要な知識の習得をはじめ、創業時の初期費用の負担軽減や創業後のフォローアップなどに取組む必要があります。
- 企業誘致は、雇用の創出、税収の確保、取引の拡大など地域経済の発展に大きく寄与するため、さらに推進していく必要があります。あわせてAI/IT企業、研究開発型企业など様々な産業分野の企業誘致を進める必要があります。また、本市の工場適地は、大牟田エコタウン、みなと産業団地など臨海部に位置しているため、内陸部への立地を求める企業に対応した内陸型の産業団地を整備する必要があります。特に、広域交流拠点である新大牟田駅周辺は、産業用地に加え、商業・サービス機能の充実を図り、賑わいの創出にも繋げていく必要があります。
- ハローワーク大牟田管内（大牟田・柳川・みやまの3市）の有効求人倍率は、近年1倍台と高水準が続いていますが、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、今後の雇用状況へ影響が出てくることも考えられます。また、本市の高等教育機関等における新規就職者のうち市内企業への就職率は約2割に留まり、若年層の市外流出が続いていることから、地域企業の人材確保支援とともに新卒者の市内企業への就職を促す必要があります。

イ 商業・観光

- 本市の地域資源を活かした観光振興を行い交流人口の増加を図るためには、福岡都市圏等への PR をはじめ、インバウンドも視野に入れながら、効果的な情報の発信を行う必要があります。またこれまで、行政をはじめ、関係団体間の連携強化を図りながら観光客をもてなす取り組みを行うなど、受入体制づくりを行ってきましたが、今後はウィズコロナを見据えながらこうした動きをさらに充実させる必要があります。
- 大牟田市動物園は、動物福祉を伝える動物園として本市を代表する観光施設となっています。今後はさらに施設の魅力を向上させ、来園者数の増加に努める必要があります。
- 世界文化遺産を含めた本市の三池炭鉱関連資産は、その価値を守り伝え、また既存の地域資源と一体的に活用し、交流人口の増加につなげることが大切です。そのためには、情報発信と来訪者を受け入れるソフト・ハード両面の充実を図る必要があります。
- おおむた大蛇山まつりは、期間中、毎年多くの観光客でにぎわう本市が誇る地域資源です。安全・安心なまつりの運営とともに、来訪者が見たい、参加したいまつりとしてさらなる魅力アップが必要です。
- 平成 29（2017）年 3 月に中心市街地活性化基本計画が内閣総理大臣の認定を受けました。これを受け、平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までの 5 年間で、空き店舗の解消や交流人口の拡大などの目標が達成できるよう、中心市街地の活性化に向けた取り組みを重点的かつ集中的に推進する必要があります。
- 地域商業を取り巻く環境は、人口減少、地域経済の低迷による購買力の低下に加え、インターネットによる通信販売など販売形態の多様化により、依然として厳しい状況です。今後も、市民ニーズを捉えた柔軟な取り組みが求められており、商店街や個店の魅力の向上と情報発信の充実が必要です。
- 既存の商店街においては、空き店舗が増加し、来街者が減少しています。こうしたことを踏まえ、空き店舗の有効活用につながる支援を行うとともに、商店街だけでなくまちづくり活動を行っている団体等と連携したにぎわいづくりを進めていくことが必要です。

ウ 農林水産業

- 本市では、農業、漁業ともに従事者の高齢化が進み、担い手不足が顕著になっています。このため、新規就業者や後継者等の担い手が安心して就業できる支援と農漁業者の経営を安定させることが必要となっています。また、耕作放棄地の増加が懸念されており、その対策が必要となっています。
- 農林水産業のグローバル化が進み、我が国の農林水産物は国際競争力が求められる状況となっています。こうした中、コスト縮減による競争力の強化や消費者が求める安全で安心な農産物・水産物の生産体制を構築するとともに、6次産業化・農商工連携等による収益性向上への取組みが必要となっています。
- 近年、ノリの養殖については概ね安定していますが、魚介類の資源は不安定な状況にあります。このため、有明海の漁場環境の改善を図るとともに、漁業施設整備等への支援により経営の安定化につなげる必要があります。
- 水路・農道・ため池等は老朽化した施設が多く、これらの施設は農業生産だけでなく、防災・減災の観点からも、計画的に施設改良や整備を行う必要があります。また、高齢化等により施設維持や環境保全等の活動が低下傾向にあるため、こうした活動への支援が必要となっています。
- 市内、特に中山間地域には、ほ場整備が未実施の地区が多くあり、狭小で不整形な農地があることで生産性が低くなっており、農業者の営農意欲の低下につながっています。そのため、ほ場整備に向けた取組みが必要となっています。
- 自然環境の変化に加えて狩猟者数の減少に伴い、有害鳥獣による農業被害が出ています。そのため、農家が安心して営農できるよう被害の軽減を図る必要があります。

エ 貿易

- 三池港は、有明海沿岸道路などの産業インフラの整備や公共ふ頭におけるコンテナヤードの拡張により、物流機能が向上しています。三池港背後圏企業による三池港のさらなる利活用を促進するためには、ポートセールス活動とともに、企業のニーズを把握しながら、港湾整備を円滑に進める必要があります。また、国際コンテナ定期航路の維持・拡大のためには、国際コンテナ貨物は9割が輸入貨物となっていることから、輸出貨物を増やす取組みも必要があります。

(2) その対策

ア 工業

(ア) 企業の競争力強化

地域活性化センターを中心に、国・県、関連する産業支援機関や福岡大学をはじめとする大学・高等専門学校の研究機関と連携し、企業が取り組む経営の効率化や技術の高度化、販路開拓等を支援し、さらには、新たな事業展開や技術の導入、新商品の開発を促進することで、企業の競争力強化やイノベーションの創出を図ります。また、企業の成長を支える人材の育成を促進します。

(イ) 新規創業の促進

新規創業に関する相談窓口を引き続き設置するとともに、関係機関と連携してセミナーの開催、事業計画の作成、資金調達、各種相談など創業前後の支援を行います。

(ウ) 企業誘致の推進

関係機関と連携を図りながら、みなと産業団地、大牟田エコタウン等の工業団地や工場適地などの活用を図り、地域経済の活性化、産業の多様化に向け、AI/IT 企業、研究開発型企業などの企業誘致に取り組みます。また、新大牟田駅南側産業団地整備に向けた取組みを進めます。

(エ) 人材確保の支援

将来のまちづくりを担う人材の育成と定住促進に向け、ハローワーク大牟田や市内の高等学校等で構成する人材確保推進事業実行委員会による就業促進事業などに取り組みます。

また、関係機関と連携し、後継者不足や事業承継等に係る課題解決に向けた支援を行います。

イ 商業・観光

(ア) 地域資源を活かした観光の推進

市民が誇りとする大蛇山をはじめ、地域で受け継がれ守られてきた様々な伝統行事や、世界文化遺産である宮原坑、三池港を含めた近代化産業遺産、動物園、石炭産業科学館などの地域資源を磨き、活かし、情報発信を強化するとともに、他自治体との広域連携を図りながら観光の振興を推進します。また、観光基本計画が平成 13（2001）年度に策定した計画であることから、見直しを行います。

(イ) 観光客の受け入れ体制の充実

関係団体間の連携強化、また、ボランティアガイドの育成やイベントの開催などにより、市民をあげて観光客をもてなす意識の醸成につなげ、観光客の受入体制の充実を図ります。

(ウ) 地域資源のブランド化の推進

本市の地域資源をあらためて見つめ直しブランド化を推進します。また、新たな特産品や観光商品開発などの支援を行います。さらに幅広い情報発信を行い、域外からの消費拡大にもつなげます。

(エ) 魅力的な商店街、個店づくり

商業者等が自ら出向き、買い物が困難な高齢者等への対応を図るなど、価格面だけでなく、地域の課題やニーズなどを捉えた、顧客の満足度を高める取組みを支援し、人とのつながりを持った個店づくりを促進します。また、商店街や個店の魅力ある取組みに対する支援や情報発信を行うとともに、空き店舗等を活用したにぎわいづくりを促進します。

ウ 農林水産業

(ア) 担い手の育成・確保と経営力の強化

新規就業者が安心して農漁業に取り組めるよう、県や農業協同組合、漁業協同組合等の関係機関と連携し、相談窓口対応や栽培指導等の支援に取り組めます。また、地域の担い手である農漁業者の生産力向上と経営安定に向け、農漁業用機械・施設等の導入支援や 6 次産業化・農商工連携等による収益性向上に向けた支援等に取り組めます。

(イ) 生産基盤整備の推進

農水産物の生産、安定供給を確保するため、老朽化が進む水路・農道・ため池等の計画的な整備や維持管理等により、農地の保全に努めるとともに、農地や森林が有する国土保全・水源涵養等の多面的機能の維持・発揮のための活動を支援します。あわせて、中山間地域の未整備の農地については、ほ場整備に向けた取組みを推進します。また、漁業の生産基盤である施設の保全整備を支援します。

(ウ) 有害鳥獣による被害軽減

イノシシ等の有害鳥獣による農産物の被害軽減を図るため、鳥獣侵入防止の施設整備を促進するとともに、捕獲による個体数の調整に努めます。

エ 貿易

(ア) 港湾物流機能の強化

マイポートみいけ利用促進協議会等を通じ、ポートセールス活動や公共ふ頭の整備等、輸送船舶の大型化及び港湾施設の耐震化に対応した三池港整備の取組みを進めます。

なお、ア～エの各項目については、有明圏域定住自立圏（大牟田市・柳川市・みやま市・荒尾市・南関町・長洲町）をはじめとした周辺市町との連携に努めます。

(3) 計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備			
	農業	経営体育成基盤整備事業	福岡県	負担金
	水産業	漁業生産基盤整備事業	大牟田市	
	(3) 経営近代化施設			
	農業	農業用施設改良事業	福岡県・大牟田市	
		農業振興対策事業	大牟田市	補助金
		生産振興総合対策事業	大牟田市	
	(4) 地場産業の振興			
	試験研究施設	エコサルクセンター施設整備事業	大牟田市	
	(5) 企業誘致			
		新産業団地整備事業	大牟田市	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		近代化産業遺産保存活用事業	大牟田市	
		石炭産業科学館施設整備事業	大牟田市	
		大牟田市動物園整備事業	大牟田市	

		公園施設長寿命化対策事業	大牟田市	
		公園整備事業	大牟田市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	企業誘致	イノベーション創出促進事業	大牟田市	
		地域企業支援強化事業	大牟田市	
		研究開発等支援事業	大牟田市	
		企業誘致推進事業	大牟田市	
		企業立地促進費補助事業	大牟田市	補助金
	(11) その他			
		三池港整備促進事業	福岡県	負担金
		道路新設改良事業	大牟田市	再掲

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
大牟田市全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和9年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり。

（５）公共施設等総合管理計画等との整合

本市の公共施設維持管理計画では、各分類の施設別方針を以下のとおり定めています。

産業系施設	企業の育成・支援など施設設置当初の目的を踏まえ、その役割が薄れている施設については、入居企業等への売却を検討します。
社会教育系施設	- 施設の維持改修・更新費用が高額であることから、施設継続のために必要となる費用や利用状況により、施設として保有する必要性を検証し、施設の統廃合を検討します。 - 周辺自治体の類似施設の状況についても把握を行い、機能連携や相互利用などによる総量抑制についても検討します。 - 老朽化が進み、耐震上の問題がある施設については、機能移転などによって生じた余剰スペースなどの活用を検討します。
公園	- 利用頻度の高い延命公園、諏訪公園、手鎌北町公園については、公園施設長寿命化計画に基づき、予防保全型管理等の維持管理を行います。また、その他の公園についても公園施設長寿命化計画に準じて維持管理を行うこととします。 - 公園設備（トイレ、遊具、休憩設備等）についても、利用状況や優先度等により縮減を図り、管理運営費用を抑制します。
道路	厳しさの増す財政状況を見据え、安全性の確保を図りながら、都市規模と経済性を考慮した最小限の道路整備を進め、将来コストの縮減に努めます。

また、一般施設の個別施設方針を以下のとおり定めています。

エコサルクセンター	長寿命化
石炭産業科学館	長寿命化

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

- 市民の移動負担の軽減や時間的制約の解消のため、コンビニエンスストアにおける諸証明書の取得を可能とし、さらにその種類を拡大しました。また、窓口の混雑緩和のため、受付管理システムを導入し、窓口の混雑状況（待ち組数）をインターネットで確認できるようにしました。これらの利用促進に向けた市民への周知が必要です。
- 平成 29(2017)年 11 月には、社会保障・税番号（マイナンバー）制度による社会保障や税などの分野で情報連携が開始されました。今後も、国においては、順次、マイナンバーカードの利用拡大が進められることとなっています。本市としては、同制度の適正な制度運用を図るとともに、カードの普及状況・導入効果をふまえた市独自利用の検討も行いながら、マイナンバー制度の目的である各種行政手続等における簡素化及び行政サービスの利便性向上、行政運営の効率化を図る必要があります。
- インターネットの利用により、行政手続きを自宅等で簡単に、短時間で行うことができるよう対応を図るなど、様々な分野における ICT を効果的に利活用することで、本市が抱える様々な課題への対応や、市民が便利で快適な暮らしを実現できることが求められています。また、今後の電子市役所の構築及び情報化の推進においては、災害発生時等においても継続してサービスを提供できるような対策を講じるとともに、情報セキュリティを確保し適切な対応を図っていくことが重要です。

(2) その対策

(ア) ICT の活用

国の IT 戦略や新たな情報通信技術を参考としながら、受付窓口や電子申請などに ICT を活用し、行政手続きの利便性を高めるとともに、市民の待ち時間の削減を目指します。また、情報セキュリティ対策と情報資産の適正な管理・運用を行います。

(3) 計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	デジタル技術活用	行政サービスの ICT 化推進事業	大牟田市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

- 有明海沿岸道路は、令和3年3月の大川東 IC から大野島 IC 間の開通により、県内区間約 28km が暫定 2 車線で全線開通しましたが、福岡県南地域及び県境を越えた交流・連携を促進するため、引き続き、佐賀県及び熊本県側の整備も必要です。また、市内区間では、交通量の増加により、混雑が発生していることから、安全性や快適性の向上を図るため、4 車線化の早期着手が求められています。
- 九州新幹線新大牟田駅や有明海沿岸道路、九州自動車道等の交通拠点へのアクセス道路である幹線道路は、交通混雑や事故等が発生していることから、広域道路網としての整備とあわせ、安全な道路環境の確保が求められています。
- 安全で安心な通行の確保や利便性の向上を図るため、市民生活に密着した生活道路の整備が必要となっています。また、橋梁等の道路構造物は、建設後、相当の年数が経過しており、老朽化による損傷の著しい箇所が増加する傾向にあることから、定期的に点検を行い、適切に維持管理する必要があります。
- 鉄道、バス等の公共交通は、人口減少等に伴い、利用者が減少傾向にありますが、高齢者等の交通弱者に配慮しつつ、将来の都市像を見据えた持続可能な公共交通網の維持・確保が求められています。また、路線バスのない一部の地域では、市民の生活交通を確保するため、地区循環バスを運行しています。
- 公共交通による高い人口カバー率を可能な限り維持するため、交通事業者等で構成する地域公共交通活性化協議会において協議を行うとともに、市民には公共交通の利用を呼びかけています。
- 三池港唯一の旅客航路として、島原港を結ぶ高速船が運航されています。利用者が年々減少傾向にあるため、航路の利用促進に向けた啓発等を行っていく必要があります。

（２）その対策

（ア）地域活力を向上させる広域道路網の充実

有明海沿岸道路や幹線道路の整備を促進し、移動時間短縮による地域間の交流促進及び広域交通拠点へのアクセス強化や交通混雑の緩和、安全性の確保を図ることで、地域の活力を向上させる広域道路網の充実に努めます。

（イ）安全で安心な道路空間の確保

市民生活に密着した生活道路については、利用者が安全で安心して通行できる道路空間の確保に努めます。また、橋梁等については計画的に点検や修繕等を行い、長寿命化を図り、道路の安全性の確保に努めます。

（ウ）持続可能な地域公共交通網の形成

国・県、関係機関等と連携しながら、行政、市民、交通事業者の役割分担によって、鉄道やバス、タクシー、旅客船等の利便性向上及び利用促進等を図ります。また、公共交通空白地域の解消に向けた検討を進めるなど、高齢者等の交通弱者に配慮しつつ、公共交通網の維持・確保によるコンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成に努めます。

（３）計画（令和３年度～８年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	道路新設改良事業	大牟田市	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業	大牟田市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	路線バス運行対策事業	大牟田市	補助金
		生活交通支援事業	大牟田市	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

本市の公共施設維持管理計画では、各分類の施設別方針を以下のとおり定めています。

道路	・ 厳しさの増す財政状況を見据え、安全性の確保を図りながら、都市規模と経済性を考慮した最小限の道路整備を進め、将来コストの縮減に努めます。
橋梁	・ 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を行い、修繕費用の縮減及び橋梁の長寿命化を図ります。 ・ 定期的な点検を実施し、現状把握に努めます。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

- 将来にわたって安全で良質な水を安定的に供給していくために、水道の将来像とその実現のための方策をまとめた新水道ビジョンを平成 28（2016）年 3 月に策定し、実現方策の取組みを推進しています。
- 安全で良質な水を供給するには、原水から蛇口まで一貫した水質の管理が重要です。
- 老朽管の割合（水道管の全延長に占める布設から 40 年以上経過した水道管の割合）は平成 30（2018）年度末時点で 21.3%となっており、このような老朽化した水道管は、にぎり水等水質悪化の要因となることから、施設の計画的な更新や配水管網の再構築を進めています。さらに、災害対策の観点からも水道施設の耐震化を進める必要があります。
- 水道料金収入は、人口の減少や節水意識の浸透等により、今後も減少傾向が見込まれ、水道事業の経営環境は厳しさを増しています。施設の適切な維持管理はもとより、将来の水需要を適切に見込んだ施設整備や水運用（水の使用量を予測しながら、給水区域全体で弾力的かつ計画的に安定した給水を効率的に行うこと）を行う必要があります。

イ 汚水処理等

- 市内を流れる一部の河川における水質は、生活排水が主な原因で環境基準の適合率が低い状態にあり、県から生活排水対策重点地域に指定されています。そのため、引き続き河川の水質悪化の防止に努め、公共用水域の保全を図る必要があります。
- 本市における公共下水道及び合併処理浄化槽等による生活排水の汚水処理人口普及率は、平成 30（2018）年度末で 78.6%と、全国平均 91.4%、福岡県平均 92.6%に比べ、未だ低い状況です。生活排水を適正に処理するためには、公共下水道や合併処理浄化槽への切り替えが必要です。そのためには、水洗化促進のための環境を整備するとともに、生活環境に対する市民理解を深めることが必要です。
- 本市の公共下水道普及率は、平成 30（2018）年度末で 65.3%となっており、さらなる整備の推進が必要です。また、本市の公共下水道事業は、着手から 50 年以上が経過し、老朽化した施設も多く存在していることから、計画

的な改築更新が必要です。

- 汚水処理施設の未整備区域について、国においては、令和 8（2026）年度末を目途に、汚水処理施設整備を概ね完成させる方針を示していることから、本市においても生活排水を適正に処理するため、公共下水道や合併処理浄化槽への切り替え促進のための環境を整備するとともに、生活環境に対する市民理解を深めるための情報提供等が必要です。

ウ ごみ処理

- 本市では、これまで、循環型社会の構築を目指し、3Rを基本としたごみの減量化・資源化を推進することとし、有料指定ごみ袋制度や分別品目の追加など、市民・事業者との協働による発生抑制、リサイクルの推進に取り組み、ごみの総排出量は大幅に減少しました。近年、ごみの総排出量は微減の状況が続いていましたが、令和元年度以降は微増に転じています。燃えるごみについては、生ごみや紙類が多く含まれていることから、分別の徹底と指導・啓発の強化等により、さらなる生ごみの減量化と紙類の資源化を図る必要があります。
- 最終処分場の延命化や次期ごみ処理施設の建設規模のコンパクト化を図るためにも、ごみのさらなる減量化・資源化が必要です。
- RDF 発電事業を中心とした現在の燃えるごみの処理体系は、既存の RDF センターでの処理を少なくとも令和 9(2027)年度まで継続利用し、その後に新施設を整備することとしており、新施設整備に向けての取り組みが必要となっています。

エ 安心安全

- 大規模な災害が全国各地で発生するなか、令和 2 年 7 月豪雨では本市においても観測史上最大級の降雨量となり、甚大な被害が発生しました。今後も台風、梅雨の影響や気候変動により、その傾向が増していくと想定されています。しかし、市民の生命を守るためには「公助」による対応だけでは限界があるため、「自助」「共助」による取り組みが重要となります。
- 地域では、自主防災組織が中心となって、地理的条件や過去に発生した災害等の地域の特性に応じた防災訓練や研修会が活発に実施されるなど、「自助」「共助」を基本とした地域防災力の向上に向けた取り組みが進められています。
- 今後も地域と連携し、地域住民をはじめ学校や施設、事業所など、地域全体で災害に備える仕組みづくりや、避難時や避難所生活において配慮を必

要とする人に対する支援体制づくりを進める必要があります。また、その一方で「自分の身は自分で守る」といった考え方にに基づき、市民一人ひとりが防災意識を高め、災害に備えることも重要です。

- 大規模災害時に備え、計画的に食糧や生活必需品等の災害物資を確保しておく必要があります。
- 災害発生時には、迅速かつ的確な応急活動が行えるよう、水防本部・災害対策本部の機能強化や、初動体制の確立をはじめとした災害対応力の強化が求められます。また、国民保護法に基づき、市民の安全を確保する取り組みも必要です。
- 近年、短時間に、局地的な大雨が発生する中、急な河川の増水等による浸水被害が生じている地域があり、被害の軽減を図るための対策が求められています。また、市内には急傾斜地や崖など、土砂災害を引き起こしやすい地形の箇所が存在するため、被害を未然に防ぐための対策も必要となっています。
- 本市では、高齢者の増加とともに、災害時に配慮を要する福祉施設などが年々増加しているため、これらの施設の防火管理体制や近隣施設・住民との協力体制の充実を図る必要があります。また、一般住宅の防火対策として防火意識の高揚、住宅用防災機器等の設置を促進していく必要があります。
- 本市には、中心部に化学工場、臨海部に危険物を貯蔵する屋外タンクが存在しており、これらの施設等で一旦災害が発生すれば、甚大な被害が生じる恐れがあります。また、消防車両の進入が困難な場所や、木造住宅が密集する地域も一部あるため、地域特性に対応できる災害活動体制を確立していく必要があります。
- 高齢者の増加などにより、本市の救急出動件数は年々増加しています（平成30（2018）年実績：6,447件）。将来の救急需要に適切に対応するため、医療機関との連携強化、応急手当の普及啓発並びに救急車の適正利用の啓発についても継続的に推進していく必要があります。
- 消防団は地域防災力の中核として欠かすことのできない存在ですが、近年、消防団員の確保が困難な状況となっています。そのため、消防団協力事業所表示制度の拡充をはじめ、様々な活性化策を推進し、消防団の充実・強化を図っていく必要があります。
- 消防車両、資機材及び水利については、災害時にその機能等が十分に発揮できるよう、計画的に更新又は整備を行っています。しかしながら、訓練施設については一定の確保はできているものの、より災害現場に即した総

合的な訓練が実施できる施設の整備について検討していく必要があります。

- 消防の広域連携の推進にあつては、筑後地域 7 消防本部（久留米広域、大牟田、柳川、八女、筑後、甘木朝倉、みやま）合同による通信指令業務の共同運用の利点を活かし、より効率的な部隊運用の検討を推進する必要があります。また、市町村消防の広域化の推進期限が令和 6（2024）年 4 月 1 日まで延長されたことから、さらに近隣自治体との広域連携の検討を推進していく必要があります。

オ 景観、公園緑地

- 周辺環境と調和しない建築物や屋外広告物、電柱・電線類、空き地やごみのポイ捨て等によって、良好な景観が阻害されることが懸念されます。そのため、都市の魅力を高める景観形成に取り組んでいく必要があります。
- 本市の公園は、遊具などの老朽化やニーズの変化により、利用者が減少しています。あわせて、ボランティア活動の促進などによる緑あふれるまちづくりが求められています。

カ 住まい・住環境

- 高齢単身世帯や高齢夫婦世帯、障害者世帯、ひとり親世帯など世帯構成が多様化しており、誰もが地域で安心して暮らしていくための地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の考え方が重要となっています。市民が安心して暮らせるよう、基本となる「住まい」を確保するための官民による重層的で柔軟な住宅セーフティネットの充実が必要です。
- 市内には多くの空家が点在し、この傾向は高齢化の進行や世帯数の減少等に伴い、さらに空家が増加することが予測されます。空家の増加は、地域の安全や衛生の他コミュニティの活力等にも大きな影響を及ぼすため、活用できる空家は積極的に活用することを促進するとともに、老朽化し危険な空家は、所有者等に適正管理の指導や除却を促すなどの対策が必要です。
- 良質な住宅ストックが将来にわたって継承されるためには、所有者等による適切な維持管理及び品質や性能を高めていくことが重要です。
- 市営住宅のなかには、昭和 40 年代以前に建設したものが多数あり、現在の居住水準に満たないものもあります。また入居世帯の多くは 65 歳以上の高齢者のみの世帯となる等、団地内のコミュニティは衰退傾向にあります。計画的な建替えや改善等を行い、適正管理を図ることはもとより、豊かで活力ある集住生活を送るため、コミュニティの活性化を図る必要があります。

(2) その対策

ア 上水道

(ア) 安全で確実な水の供給

徹底した水質管理を行うとともに、水質の安全性についての情報提供やイベントを通じ、安全な水であることへの市民理解を深めながら、安全で良質な水を供給します。

(イ) 確実な水の供給

水道施設の整備については、将来の水需要を適切に見込み、耐震化を図るとともに、老朽化した水道施設の計画的な改築更新及び維持管理を行い、確実に水を供給します。

(ウ) 持続的な水の供給

将来にわたって、持続可能な事業運営を行うため、経営基盤の強化に取り組めます。また、水道事業について、市民理解を深めるため、情報を発信し、共有化を図ります。

イ 汚水処理等

(ア) 生活排水対策の推進

公共下水道及び合併処理浄化槽による適切な役割分担のもと、効率的な汚水処理施設の普及促進に取り組めます。

また、水洗化を促進するための支援制度の充実を図るとともに、生活環境に対する市民理解を深めるための広報啓発に取り組めます。家庭や事業所から排出されるし尿については、収集の効率化を図りながら適正な収集運搬を行います。

(イ) 安定した下水道サービスの継続

流入水から処理水まで、処理工程の水質管理を徹底し、公共用水域の水質保全を図ります。

また、施設の状況を把握、評価し、長期的な視点による下水道施設の効率的な改築更新と適切な維持管理を行います。さらに、将来にわたって、持続可能な事業運営を行うため、経営基盤の強化に取り組めます。将来における下水道ビジョンを明確化するとともに、下水道事業について、市民理解を深めるため、情報を発信し、共有化を図ります。

ウ ごみ処理

(ア) ごみの減量化・資源化

生ごみ堆肥化や資源物の分別徹底など、3R 推進の取組みを継続するとともに、市民・事業者との協働による、さらなるごみの減量化・資源化施策を実施します。また、ごみの排出並びに施設搬入における指導啓発等の取組みを強化します。

(イ) ごみの適正処理の推進

市民ニーズを踏まえた適正かつ効率的なごみの収集運搬・処理を実施するとともに、令和 10（2028）年度以降の次期ごみ処理施設整備に向けて取り組みます。

(ウ) 廃棄物処理施設の適切な管理運営

大牟田・荒尾 RDF センター、リサイクルプラザ、東部環境センター及び第三大浦谷埋立地の適切な管理運営を行います。リサイクルプラザ及び東部環境センターについては、長寿命化計画を策定し、計画的な施設設備を実施しながら、延命化・効率化を図るとともに、第三大浦谷埋立地についても、さらなる延命化を図ります。

エ 安心安全

(ア) 地域の防災力の向上

市民一人ひとりが災害に備え、自分の身は自分で守ることが、地域の防災力向上につながることから、地域等で開催される防災研修や学校の防災学習、ハザードマップや浸水マップの配布により、危険箇所の確認や家庭での備えなどについて周知を図り、防災意識の高揚に努めます。

また、地域の防災活動に対しては、地域の特色に応じた防災訓練等の開催を支援するとともに、地域防災活動の中心的な役割を担う防災士のスキルアップにも努めます。

(イ) 防災対策の充実

水防本部・災害対策本部の機能強化を図るとともに、関係機関や近隣自治体等との連携を進め、災害への対応力を高めます。また、大規模災害に備え、高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者や女性にも配慮した災害物資の計画的な備蓄及び避難所機能の強化を図るとともに、関係機関との災害時の通信手段の確保を図り、市民に対する情報伝達を迅速に行います。

(ウ) 防災基盤の強化

側溝、水路等の浚渫や河川の改修、都市下水路の整備、雨水を排除するポンプ場の整備や能力強化、耐水化を進めるとともに、老朽化した施設の

計画的な改築更新と適切な維持管理により、浸水被害の未然防止と浸水緩和に取り組みます。また、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊対策等をはじめとした防災基盤の強化に努めます。

(エ) 火災予防対策の充実

火災やその他の災害を未然に防止するため、防火対象物や危険物施設の防火・防災管理を強化するとともに、住民や事業所等との連携した消火訓練等を実施することで予防活動の推進や防災意識の啓発を図ります。

(オ) 災害活動体制・救急体制の充実

複雑多岐にわたる災害に備え、関係機関と連携し火災防ぎょ訓練、救出救助訓練及び特殊災害訓練など、あらゆる訓練を通して災害対応力を向上させます。また、増加する救急件数に対応するため継続的な応急手当の普及啓発並びに事故や病気を未然に防ぐため予防救急を推進します。

(カ) 消防団の充実・強化

消防団員を確保するため、若い世代への啓発活動を積極的に行い、会社員などの被雇用者についても、入団しやすく活動しやすい環境を整えるなど、加入促進を図ります。また、消防団員の安全確保のため、装備の充実に努めるとともに、知識と技術の向上を図ります。

(キ) 消防施設等の整備・充実

今後必要となる消防車両及び施設等の整備に努めます。さらに、消防水利の充実のため、耐震性防火水槽や水源車等の整備を進めます。

また、災害時の情報収集及び救助活動等を強化するため、ドローンやボートなど消防資機材を整備します。

(ク) 広域連携の推進

大規模災害に備え、近隣自治体との協力関係を深化させ、迅速な相互応援体制の確立をはじめ様々な分野で広域連携の推進を図るとともに、消防の広域化の検討を行います。

オ 景観、公園緑地

(ア) 良好な都市景観の形成

市民、事業者、行政が各々の役割を担いながら、多様な景観資源を活かしつつ良好な景観を形成するとともに、空家・空き地等の所有者等に対する適正な管理に向けた啓発・指導や、ごみのポイ捨て等に対する市民等のモラル向上を図るため環境美化に関する啓発を進めます。

(イ) 緑豊かで快適な都市環境の創出

公園施設の安全性確保とあわせ、長寿命化対策を踏まえた公園施設整備に取り組むとともに、遊具の統廃合をはじめ、公園機能の再編による施設の見直しなど、効率的な管理運営を図ります。

また、さらなるボランティア活動の促進を図るなど、市民との協働による緑のまちづくりを推進します。

カ 住まい・住環境

(ア) 住宅セーフティネットの充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの確保のため、不動産や福祉・医療、法律の関係者や高等教育機関等との協働による住宅セーフティネットの充実を図ります。

(イ) 空き家対策と住宅ストックへの支援

空家対策については、予防・利活用・除却の視点から総合的に取組みを進めます。法及び条例に基づく措置のほか、所有者等の当事者意識の醸成や地域住民の見守り、関連団体等と連携した相談窓口の充実などの取組みを行っていきます。また、質の高い住宅ストックが将来にわたって継承されるため、市民や業者等への啓発のほかリフォームやリノベーション、耐震化等の促進を図り、住宅市場が活性化する環境整備を促進します。

(ウ) 市営住宅の適正な管理と良質なストック形成

市営住宅の適正な管理に努めるとともに、一人暮らし高齢者などの見守りや閉じこもりを防止し、豊かで快適な生活が送れるよう、指定管理者や関連部署等と連携し、市営住宅のコミュニティ活性化を図るとともに、団地の魅力を向上させる施設整備や供給に努めます。

また、市営住宅の建替えや改善にあたっては、長寿命化に配慮し、バリアフリー化等の居住水準の向上に努め、計画的な住宅の供給を図ります。

(3) 計画 (令和3年度～8年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設			
	上水道	配水池更新事業	市企業局	
		老朽管更新事業	市企業局	
		水道施設設備更新事業	市企業局	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道污水管渠整備事業	市企業局	
		下水道施設（管路）改築更新事業	市企業局	
		下水道施設（処理場・ポンプ場） 改築更新事業（污水・雨水）	市企業局	
		公共下水道白川排水区整備事業	市企業局	
		公共下水道雨水対策事業	市企業局	
	その他	浄化槽設置整備推進事業	大牟田市	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	第三大浦谷埋立地整備事業	大牟田市	
		RDF センター施設整備事業	大牟田・荒尾 清掃施設組合	負担金
		（仮称）新ごみ処理施設整備事業	大牟田・荒尾 清掃施設組合	負担金
		清掃センター整備事業	大牟田市	
		リサイクルプラザ整備事業	大牟田市	
	し尿処理施設	東部環境センター整備事業	大牟田市	
	その他	清掃自動車整備事業	大牟田市	
	(4) 火葬場			
		葬斎場施設整備事業	大牟田市	

(5) 消防施設			
	消防車両・資機材整備更新事業	大牟田市	
	消防水利重点整備事業	大牟田市	
	消火栓整備事業	大牟田市	
(6) 公営住宅			
	東部地区市営住宅建替事業	大牟田市	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
防災・防犯	地域防災力強化事業	大牟田市	
その他	空家等対策推進事業	大牟田市	
(8) その他			
	都市下水路改良事業	大牟田市	
	手鎌野間川河川改良事業	大牟田市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市の公共施設維持管理計画では、各分類の施設別方針を以下のとおり定めています。

上水道	・ 安定的に水の供給を行う必要があることから、老朽管更新事業計画等において、維持管理にかかるコストと必要となる費用負担等を見込みながら、老朽管の計画的な維持改修・更新と併せ耐震化を行います。また、長寿命化を図るとともに、設備の合理化、運転の効率化等を行うことにより、将来的なコストの縮減に努めます。
下水道	・ 人口減少の推移、下水道普及率の状況や採算性の確保を見極めながら、下水道長寿命化計画等に基づき計画的な維持改修・更新を行うことで長寿命化を図るとともに、施設・設備の廃止・統合や設備の合理化、運転の効率化等を行うことにより、将来的なコストの縮減に努めます。
行政系施設	・ 老朽化が著しく進行した施設については、施設の維持は困難であることから、用途を廃止し、他施設への機能移転等を図ります。 ・ 周辺自治体の類似施設の状況についても把握を行い、共同利用などによる総量抑制についても検討します。

供給処理施設	適切な管理と計画的な施設整備の実施による予防保全を行うとともに、長寿命化計画を策定して設備の合理化・効率化を図ります。また、施設の効率的かつ安定的な運営を行いながらライフサイクルコストの低減に努めます。
その他（建物）	- 施設保有の必要性を検証し、施設の統廃合等を検討します。 - 周辺自治体の類似施設の状況についても把握を行い、共同利用などによる総量抑制についても検討します。
市営住宅	市営住宅長寿命化計画に基づき計画的な維持改修・管理を行います。更新時期を迎える市営住宅も数多くあるものの、財政状況を踏まえるとすべての更新は困難です。そのため、人口減少や少子高齢化等による民間も含めた住宅の需要と供給の変化等を見据え、将来の管理戸数の削減を検討するとともに、長寿命化による更新時期の見直しなどを行います。また、用途廃止する市営住宅については、速やかに解体を進めていきます。

また、一般施設の個別施設方針を以下のとおり定めています。

第一清掃事務所	廃止
第二清掃事務所	長寿命化（第一清掃事務所と統合しセンター化）
リサイクルプラザ	長寿命化
東部環境センター	長寿命化
葬斎場	長寿命化

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 地域福祉

- 少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境の変化等により福祉ニーズが多様化、複雑化するとともに、地域社会の持続可能性が問題になっています。このような中、市民や行政をはじめ、地域コミュニティ組織、団体、事業所等の地域の多様な主体が、制度や分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現していく必要があります。
- 本市では、市民と協働し、認知症を地域で支え見守るための体制づくりや地域密着型サービスの充実などに取り組み、これらは「高齢者に優しい福祉のまち」の先進的なモデルとして国内外から注目を集めています。これまでの取り組みを活かしながら、高齢者だけでなく、障害のある人や子育て世帯、生活困窮者など誰もが住みなれた地域でお互いが支え合い、助け合いながら、自立して暮らし続けることができるよう取り組む必要があります。
- 地域においては、民生委員・児童委員や福祉委員、社会福祉協議会、社会福祉法人などが地域福祉の担い手として活躍しており、見守り・訪問活動やふれあいサロン活動、大牟田地区高齢者等 SOS ネットワークなどは、地域を支える貴重な地域資源となっています。しかしながら、こうした地域コミュニティをベースにした既存の取り組み・仕組みだけでは、地域で支援が必要な人を支えることが困難になりつつあります。他方で、これまで携わったことがない人や団体、企業等が参加する新たな取り組みにより、障害福祉や介護のサービス利用者が企業活動に協力することで収入を得るなど、新たな価値やつながりを作り出している地域もあります。そうした多様な主体の参加による、新たな地域資源を活かした地域課題解決に向けた取り組みを、市内全域に広げていくためには、市民や地域の多様な主体が参加できる「場」や「機会」をつくり、参加者の相互理解を促進する必要があります。
- 市民が個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする対応が困難なケースが増加しています。これらの生活課題の解決に向け、地域住民が主体となり自らが解決に取り組むことができる仕組みづくりや、市民と地域の多様な主体、行政の連携・協働により住民が抱える生活課題

を解決するための包括的な仕組みづくりを進める必要があります。

イ 高齢者福祉

- 可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、住まいを中心とし、医療、介護、介護予防、生活支援のサービスがその人の状態に合わせて一体的かつ体系的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。また、平成 29（2017）年度には、介護保険法が改正され、地域包括ケアシステムの取組みをさらに深めるとともに、介護保険制度の持続可能性を確保するための見直しが行われました。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、住まいやその周辺環境が高齢期の安心した生活に配慮されている必要があります。また一方では、高齢者とその家族が抱える問題は複雑化しており、地域包括支援センター等の公的機関だけでは解決が困難なケースが増えています。そのため、地域の居場所づくりや見守り体制の構築、認知症の人とその家族への支援の充実など、地域の課題解決に地域住民と一緒に取り組むことが必要とされています。
- 高齢者が自分らしい生活を継続するためには、隣近所の声がけによる安否確認や家事支援、買い物・通院の移動支援などの生活支援サービスが必要です。本市においては、介護保険等による公的なサービスだけでなく、地域住民同士の助け合いをはじめ、社会福祉法人や NPO、ボランティア等の多様なサービス提供主体による生活支援サービスが提供されていますが、今後もさらなるサービスの拡充に向けた支援に継続して取り組む必要があります。
- 高齢者がいつまでも生きがいを持っていきいきと活躍するとともに、できるだけフレイルや要支援・要介護状態に至らず健康に暮らし続けるためには、高齢者自身が健康づくりなどの意識を高め、地域や社会との関わりを持ち続けるつながりづくりが必要です。
- 本市では、今後の後期高齢者の増加に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護認定者も増加することが見込まれます。医療と介護の両方を必要とする人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携による切れ目のないサービスの提供体制の構築を図るため、専門職や医療機関、介護事業所、関係団体とそれぞれの役割に応じた、連携を推進する必要があります。
- 介護保険制度については、高齢者の暮らしを支える仕組みとして定着しています。今後も、良質なサービスが提供され、必要に応じ適切に利用され

るよう、さらなる介護サービスの充実と持続可能な制度運営に努める必要があります。

ウ 次世代育成

- 多くの若者は、子どもは日々の生活を豊かにしてくれるという意識を持っています。若者や子育て世代が、希望を持って家庭を築き、子どもを産み育てることができる環境づくりを進めていくことが必要です。
- 出産を担う年齢層の流出や、経済的不安、結婚観の変化、出会う機会の減少等による未婚化・晩婚化の進行により、出生数が減少しています。出会いの機会の創出や結婚を支援することで、少子化対策や定住促進に取り組むことが求められています。
- 核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、妊産婦やその家族を支える力が弱くなる中、本市においては、平成 30（2018）年 4 月に妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター（はぐはぐ Oomuta）を開設しました。今後も、関係機関等とのさらなる連携強化により、妊産婦等への相談支援の充実を図っていく必要があります。また、妊娠・出産・子育てに関して、男女が共に学び、親としての自覚を形成するとともに、子育て期における仲間づくりや地域での見守り等、地域全体で子育てを支援することが大切です。
- 共働き世帯の増加や就労形態の多様化が進む中、保育ニーズに対応した子育て支援の充実や経済的負担の軽減が望まれており、学童保育所等の待機児童解消等、子育て支援の施策や事業に取り組んで行く必要があります。
- ひとり親家庭や発達障害を含む障害児への支援の充実、近年全国的に増加している児童虐待事案へ対応するための体制強化及び虐待防止のための相談体制の充実が求められています。

(2) その対策

ア 地域福祉

(ア) 多様な主体が参加する地域のつながりの再構築

行政や市民、事業所等が一体となって、地域の多様な主体が参加できる「場」や「機会」をつくり、参加者の相互理解を促進することで、地域のつながりの再構築を図ります。

(イ) お互いに支え合うための仕組みづくり

地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる仕組みづくりや、地域課題を包括的に受け止めることのできる仕組みづくりを支援します。また、多様化・複雑化している地域住民の生活課題の解決に向け、行政内部の連携を強化するなど、公的機関による解決機能を高めていきます。

イ 高齢者福祉

(ア) 安心して暮らすことのできる生活環境づくり

支援が必要となった高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、住まいをはじめ、生活環境づくりや支援体制づくりを進めます。

(イ) 在宅生活継続のための生活支援サービスの充実

隣近所や地域住民同士の助け合いをはじめ、社会福祉法人や NPO、ボランティア等の多様なサービス提供主体による生活支援サービスの体制を充実させていくとともに、それらが有機的につながることにより、日常生活上の支援が必要な高齢者が自立した在宅生活を送ることができるように支援していきます。

(ウ) 生きがい・健康づくりとフレイル・介護予防の推進

仕事、家庭、学び、趣味などあらゆる面において、健康で生きがいのある生活を送ることができるような環境づくりや地域とのつながりづくりを進めるとともに、できる限りフレイルや要支援・要介護状態にならない、又は、重度化しないためのフレイル・介護予防の取組みを推進します。

(エ) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護に携わる多職種連携を推進することにより、利用者の状態に応じ、24 時間 365 日対応可能な在宅医療・介護の包括的な支援・サービスの提供体制の構築や多職種間のネットワーク化を進めます。

(オ) 介護サービスの充実と持続可能な制度運営

医療、介護、保健、福祉が連携した総合的な高齢者施策を展開するとともに、将来予測に基づく計画的なサービス提供体制の整備、介護給付費適

正化などを行いながら、介護サービスの充実と持続可能な制度運営に努めます。

ウ 次世代育成

(ア) 結婚や子育ての希望実現に向けた支援

独身男女の出会いの機会の創出や、若者や子育て世代が、希望を持って家庭を築き子どもを産み育てるためのライフデザインを学ぶ機会の創出に取り組めます。

(イ) 母と子どもの健康支援

妊娠・出産・子育てについて学ぶ機会の充実を図るとともに、健診や予防接種のほか、医療や福祉、教育等の専門機関との連携による妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行い、母と子どもの健康づくりを推進します。

(ウ) 地域における多様な子育て支援

子どもや家庭の実情に応じて、柔軟な子育て支援を行います。

また、子育て情報や家庭教育に関する学習機会の提供、保護者同士のつながりへの支援、各関係機関との連携・情報の共有等、地域全体での子育て支援の環境づくりを行います。

(エ) 仕事と家庭が両立できる環境づくり

働きながらも子育てがしやすい環境づくりに向け、保育ニーズに対応した子育て支援の充実と事業者の意識醸成に取り組めます。

(オ) 様々な家庭への子育て支援の充実

ひとり親家庭や障害のある子どもを持つ家庭などへ教育、生活、就労、経済の面での相談・支援を行います。また、関係機関との連携強化により、児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）被害等への相談・支援の充実を図ります。

(3) 計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	保育所等施設整備費補助事業	大牟田市	補助金
		天領保育所施設整備事業	大牟田市	
	(2) 認定こども園			
		認定こども園施設整備費補助事業	大牟田市	補助金
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター			
		保健センター整備事業	大牟田市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	子育て世代包括支援センター事業	大牟田市	
		子ども医療費助成事業	大牟田市	
	高齢者・障害者福祉	地域包括支援センター事業	大牟田市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市の公共施設維持管理計画では、各分類の施設別方針を以下のとおり定めています。

子育て支援施設	今後 30 年間で、子どもの数はますます減少することが見込まれます。一方で人口の減少が利用者の減少に結びつかない面があることや、対象者の拡大も見込まれます。このような社会状況の変化等を踏まえながら、施設の維持改修、規模の見直しを図ります。
保健・福祉施設	- 施設の優先度の高い施設については、大規模改修によって施設の長寿命化を図ります。 - 施設設置当初の目的や利用状況等を踏まえ、その役割が薄れている施設については、施設保有の必要性を検証し、施設の用途変更や統廃合、民間への譲渡等を検討します。

また、一般施設の個別施設方針を以下のとおり定めています。

天領保育所	長寿命化
保健センター	長寿命化

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

8 医療の確保

（過疎地域持続的発展計画に記載すべき「無医地区をはじめ、必要な施設、設備の整備等」については、現在のところ、本市での該当は見込まれません。）

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 生涯学習、青少年育成

- 本市の人口は減少の一途をたどることが予想されており、特に生産年齢人口の減少が著しく、持続可能な社会の構築に向けて、10年、20年後のまちづくりの担い手となる子どもを地域や社会全体で育てることが喫緊の課題となっています。そのため、子どもを対象とした人間性、社会性、郷土愛を育む取組みや高校生を中心に、郷土をより良いまちに変えていこうとする姿勢や将来にわたってまちづくりに参画する姿勢を確立する取組みが必要です。
- 高齢化の進展に伴い、人々が生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすための学習ニーズに応えていくことが必要です。特に高齢者の社会参加の促進と多世代交流による地域づくりを進めていくことが求められます。
- 多くのボランティア団体や地域団体が高齢化を起因とした様々な問題を抱えている一方、社会教育・生涯学習基礎調査において、若者は、自ら企画して実践するボランティア活動等に対する関心度が高いことが分かっています。このことから、ボランティア活動や地域活動において多世代間の交流を促すとともに、若者の関心にあった活動や活動の場を生み出す取組みが求められています。
- 本市において、現在、学校教育を中心に取り組んでいるESDは、一人ひとりが持続可能な社会づくりの担い手に育つための学びであり、生涯を通じてあらゆる場面で実践される必要があることから、今後は社会教育においても、地区公民館を中心に積極的な事業展開が求められます。
- 現在の超高齢社会に起因する後継者不足等の問題は、将来的には地域のまちづくり組織の運営等にも大きく影響することが危ぶまれていることから、地域が直面する課題を把握し、地域づくりにつながる学習活動や、地域課題を解決する仕組みづくりが必要です。
- 社会教育・生涯学習基礎調査の結果では、学習情報の提供を求める声が多くなっています。また同調査では、学んだ成果を地域や人々のために活かしたいと思っている人の割合が約6割となっています。そこで、市民が学んだ知識や技能を社会へ還元することができる「知（学び）の循環」の仕組みづくりが求められており、それには社会教育施設等の機能向上が必要です。

○近年の非行の背景には、家庭や社会環境の変化に伴う、青少年自身の規範意識の低下や親子関係の希薄化、地域の教育力の低下など、様々な問題が絡み合っています。また、情報化の進展に伴い、インターネットによるいじめや依存の問題をはじめ、ひきこもりやニートの問題などの多様化する問題に対し、個別の対応を必要とする青少年への支援の充実が求められています。

イ 学校教育

- 複雑で変化の激しい時代においても、一人一人の児童生徒が主体的に学び「確かな学力（知）」、「豊かな心（徳）」、「健やかな体（体）」を身に付け、持続可能な社会の創り手となることができるようにするため、新学習指導要領（令和2（2020）年度から小学校で、令和3（2021）年度から中学校で全面实施）を着実に実施していく必要があります。
- 本市は、全国に先駆けてESDに取り組み、持続可能な社会の構築について自ら考え、行動することのできる児童生徒の育成を進めてきました。今後も、日本におけるESDのリーディングシティとして、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献するため、ESDを一層推進していく必要があります。
- 本市は、全国に先駆けて小学校の英語教育に力を入れ、実績を積み重ねてきました。今後、新学習指導要領の全面实施による小学校での英語の教科化などを踏まえ、各学校における指導方法の充実や学校種間の連携などの取り組みを一層強化していく必要があります。
- 児童生徒自らが、日常的にいじめや不登校の問題を考え、実践してきたことにより、本市では、ほとんどの児童生徒が「いじめは、どんな理由があってもいけないことだ」という意識が高くなっています。一方で、不登校については、その要因や背景がますます複雑化・多様化しています。今後も、不登校へのきめ細かな対応を行うとともに、いじめを許さない、みんなが笑顔で登校する「思いやり・親切」のある学校づくりを進めていく必要があります。
- 体力の向上については、児童生徒が日常的に運動に取り組めるよう工夫したことなどにより、近年の全国調査の結果では本市の小・中学生ともに向上が見られるようになっていきます。今後は家庭とも連携し、運動の意欲の向上と運動習慣の定着を図っていく必要があります。
- 児童生徒数の減少や学校の小規模化の進行によって生じる課題を解決し、良好な教育環境を整備するため、学校再編整備を推進しています。学校再編整備にあたっては、再編後の教育環境について保護者や地域の十分な理

解を得る必要があります。

- 学校と地域の連携の推進を図るため、保護者や地域住民の力を学校運営に活かす観点から研究を進めてきました。今後もさらに、各学校と地域の実情を踏まえ、関係機関等も含めた学校運営の在り方などの研究を進める必要があります。また、家庭や地域の教育力を向上させ、健全な青少年を育成するため、「共に育ち、共に育てる（共育）」の風土の醸成に取り組んできました。今後も、学校・家庭・地域が連携し、「共育」とともに、子どもに寄り添い互いの心を響かせ合いながら元気で明るい子どもたちを育成していく（響育）必要があります。

ウ スポーツ

- スポーツは、心身の両面に影響を与え、健康・体力づくり、交流・仲間づくり、生きがいづくりを促すほか、地域のコミュニティづくりやまちの活性化など多様な効果が期待されています。
- 本市では、運動・スポーツを全く行っていない成人が半数を占めています。これは国・県と比べて、運動・スポーツの実施率は低い状況となっており、市民の体力向上や健康づくり等のためのスポーツの習慣化が課題となっています。そのため、地域に身近な所で運動に親しめる仕組みづくりが重要となっています。
- 本市では、平成2(1990)年にスポーツ都市宣言を行い、スポーツを通して住みよいまちづくりを推進してきました。さらには、市民が生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを進めており、体育協会をはじめスポーツ団体や各種団体などと連携した活動を行い、市民大会はもとより全九州都市対抗陸上競技大会、西日本中学駅伝競走大会などの広域的な各種大会も開催されています。
- 本市では、高等学校における部活動は盛んであり、各種競技大会で全国的にも好成績を残しています。しかしながら、地域に密着したスポーツ少年団においては、少子化の影響で団員が減少し、また、中学校の部活動においては、学校の小規模化に伴い、希望する部活動が選択できない状況が生じています。
- 本市には市民体育館をはじめ、延命球場、御大典記念グラウンド、武道場、テニスコートなどの市営の施設や県営の施設として緑地運動公園があります。しかし、市民体育館など一部には老朽化が進んだ施設もあり、その対応が課題になっています。

(2) その対策

ア 生涯学習、青少年育成

(ア) 次世代を担う子どもをはぐくむ

次世代を担う子どもたちが、さまざまな体験や活動を通じて社会を生き抜く力を身に付けるとともに、郷土愛や将来にわたってまちづくりに参画する姿勢をはぐくむ取組みを行います。

また、高齢者や子育て世代をはじめとする地域の大人が、学習活動や地域活動を通じて子どもの成長を支えるとともに、自らも人生 100 年時代における人づくりへとつながるような取組みを進めます。

(イ) ESDを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくり

市民の主体的な学びや活動の機会を設けるにあたり、人と人、人と地域、地域と地域の「関わり」・「つながり」をはぐくむといった ESD の視点を持った取組みを展開することで、「人づくり」・「つながりづくり」を進めます。それにより、地域が直面する課題を市民自らが発見し共有し解決していく、持続可能な「地域づくり」へとつながっていきます。

(ウ) 学習環境の整備・充実

さまざまな手法を用いて学習に関する情報や場を提供するとともに、個人の要望に応える学習をきっかけとして、社会の要請に応える学習・活動へつなげる働きかけや工夫を行います。

さらに、市民が身近な地域で学習活動を行えるよう環境整備を図ることにより、生涯学習、ボランティア活動、地域活動を促進します。

(エ) 青少年の問題行動や悩みへの対応

街頭指導・相談・環境浄化などの健全育成活動の充実に努め、青少年の非行や犯罪被害を防止します。また、インターネットによるいじめ・依存防止のための適正利用や被害防止の啓発を行うほか、ひきこもりやニートなどの問題に対し、関係機関などと連携強化を図り支援します。

イ 学校教育

(ア) 未来を創る児童生徒を育成する特色ある教育の展開

持続可能な社会の創り手をはぐくむ教育である ESD をさらに推進するほか、英語教育の充実、世界遺産学習や海洋教育の推進、ICT の活用、義務教育 9 年間を見通した小中一貫教育の一層の充実、学び直す教育の機会の確保などの特色ある学校教育を展開します。

(イ) 子どもの個性や能力を伸ばし、可能性を広げる

「確かな学力（知）」、「豊かな心（徳）」、「健やかな体（体）」を児童生徒にバランスよくはぐくむとともに、その個性や能力を伸ばし、可能性を広げます。また、障害のある児童生徒一人ひとりの状態に応じ、具体的できめ細かな支援や指導の充実に努めます。

(ウ) 学校教育環境の充実

本市の実情に応じた活力ある学校づくりの実現のため、小中学校の適正規模・適正配置に向けた再編整備を推進するとともに、多様な学習活動に対応でき、児童生徒等が安全で快適に学び、過ごすことができる施設の整備を図るなど、学校教育環境を充実させます。

(エ) 安心して学べ、地域とともにある学校づくり

いじめ防止対策、不登校へのきめ細かな対応、経済的困難を抱える保護者の支援や、学校、家庭、地域の連携による児童生徒の規範意識の育成、「共に育ち、共に育てる（共育）」と「響き合って、育ち合う（響育）」の風土の醸成など、安心して学べ、地域とともにある学校づくりを進めます。

ウ スポーツ

(ア) 気軽に親しめるスポーツ活動の機会づくり

市民の誰もが生涯にわたり、それぞれのライフスタイルや心身の状況に応じて運動やスポーツに親しみ、健康で明るい生活を送ることができるよう、多様なスポーツ活動の機会をつくり出します。

(イ) スポーツ活動を支える仕組みづくり

市民が主体的かつ計画的に多様なスポーツ活動に取り組むことによって、豊かなスポーツライフを形成し、定着していくことができるよう、活動支援のための仕組みをつくり出します。また、スポーツ都市宣言推進協議会や体育協会をはじめとする各種団体と連携し、各種スポーツ大会の奨励、トップレベルの競技大会の誘致など、スポーツ事業の充実・発展に努めます。

(ウ) スポーツがしやすい環境づくり

市民が身近なところで、いつでも気軽に運動やスポーツ活動へ参加ができるよう、多様なスポーツの場の充実を図るとともに、必要に応じて指導を受けることができるよう、指導者の養成、確保、資質向上やきめ細やかなスポーツ情報の提供などに努め、スポーツがしやすい環境をつくり出します。

また、市民体育館など老朽化した施設への対応をはじめ、安全で快適なスポーツ環境の整備・充実に努めます。

(3) 計画 (令和3年度～8年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	学校再編整備推進事業	大牟田市	
		学校施設長寿命化改修事業	大牟田市	
		空調設備設置事業	大牟田市	
		学校施設・設備改修事業	大牟田市	
	屋内運動場	体育館改修事業	大牟田市	
	水泳プール	プール改修事業	大牟田市	
	給食施設	給食室整備事業	大牟田市	
		中学校給食センター整備事業	大牟田市	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	地区公民館施設整備事業	大牟田市	
	集会施設	校区コミュニティセンター整備事業	大牟田市	
		集会施設整備事業	大牟田市	
	体育施設	(仮称) 総合体育館整備事業	大牟田市	
		体育施設整備事業	大牟田市	
	その他	多目的活動施設整備事業	大牟田市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	未来を創る ESD 推進事業	大牟田市	
		少人数学級編制・少人数授業推進事業	大牟田市	
		特別支援教育支援員活用事業	大牟田市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市の公共施設維持管理計画では、各分類の施設別方針を以下のとおり定めています。

学校教育系施設	・市立学校適正規模・適正配置計画を策定し取り組みを進めていますが、今後 30 年間で児童・生徒の人口減少はますます進行し、小規模校の増加が見込まれることから、国が示す適正規模等を踏まえながら更なる再編を検討します。 ・学校教育施設については、教育環境に影響を与えない範囲で、市所有施設として多機能化・複合化等により有効活用を図ります。 ・再編によって生じた施設については廃止を基本とします。売却等の検討にあたっては、民間等が持つノウハウやアイデアを生かすことで有効活用が図られるよう努めます。また、他施設の機能を移転する場合でも、機能を維持するための必要最低限を活用することとし、全体の面積を縮減します。
行政系施設	・老朽化が著しく進行した施設については、施設の維持は困難であることから、用途を廃止し、他施設への機能移転等を図ります。 ・周辺自治体の類似施設の状況についても把握を行い、共同利用などによる総量抑制についても検討します。
社会教育系施設	・施設の維持改修・更新費用が高額であることから、施設継続のために必要となる費用や利用状況により、施設として保有する必要性を検証し、施設の統廃合を検討します。 ・周辺自治体の類似施設の状況についても把握を行い、機能連携や相互利用などによる総量抑制についても検討します。 ・老朽化が進み、耐震上の問題がある施設については、機能移転などによって生じた余剰スペースなどの活用を検討します。
スポーツ・レクリエーション系施設	・体育館などで老朽化が進行し、耐震性の問題がある施設が存在しているものの、全ての施設の更新を行うことは困難です。そのため、周辺自治体との機能分担などを踏まえ、更新を行う施設と行わない施設の選別を行い、更新を行わない施設については、廃止等も含めて検討します。 ・更新を行う施設においても、現在と同規模の施設への更新は、財政負担上困難であることから、将来の人口減少を見据えた規模の縮小、他施設との統合を検討します。 ・保養施設については、普通財産であることなどから民間への売却を行っていきます。

また、一般施設の個別施設方針を以下のとおり定めています。

中学校給食センター	長寿命化
中央地区公民館	最小限の維持管理
勝立地区公民館	最小限の維持管理
吉野地区公民館	長寿命化
三池地区公民館	長寿命化
手鎌地区公民館	長寿命化
駛馬地区公民館	長寿命化
三川地区公民館	長寿命化
市民体育館	(仮称) 総合体育館整備で検討
第二市民体育館	(仮称) 総合体育館整備で検討
延命球場	長寿命化
御大典記念グラウンド	長寿命化
リフレスおおむた	長寿命化

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

10 集落の整備

(過疎地域持続的発展計画に記載すべき「基幹集落と周辺集落とのネットワーク圏の整備並びに集落の適正規模及び配置等」については、現在のところ、本市での該当は見込まれません。)

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

- 世界文化遺産として登録された三池炭鉱関連施設については、世界遺産条約に基づき、適切に保存・管理を行い、未来へ継承するとともに、世界文化遺産としての価値について理解を促進していく必要があります。また、市内に存在する多くの貴重な近代化産業遺産や文化財の中には認知度が低いものもあり、市制 100 周年記念事業の一環として作成している市史を活用するなど、より多くの市民が郷土の歴史や文化を理解し、愛着を持ってもらう取組みが必要です。
- 文化芸術は、市民の心を潤し、豊かな感性や個性を育て、地域に活力を与えます。しかしながら、まちづくり市民アンケートの結果では、文化芸術活動への参加率は低い結果となっています。そのため、多くの市民が文化芸術事業に関心を持ち、参加する人が増えるよう、質の高い、魅力的な文化芸術活動に触れる機会や、身近な場所での鑑賞や体験の機会を充実させる取組みが必要です。
- 次世代を担う人を育むためには、子どもの頃から優れた文化芸術に触れることが重要であり、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、より多くの子ども達が質の高い文化芸術に触れる機会を提供することが必要です。
- 文化芸術活動を行っている人の高齢化が進んでいることから、誰もが気軽に参加できる文化芸術の環境づくりにより、後継者を育成することが必要です。また、若い世代の関心に合わせた文化芸術事業に若者自らが参画することで、「ふるさとの役に立ちたい」という思いを持てるような機会を創出することが求められています。あわせて、活動団体と学校や地域をつなぎ、文化芸術を通した世代間交流やコミュニティ活動の活性化を進めることも重要です。
- 本市は、市民の文化芸術活動の拠点となる文化会館、カルタックスおおむたをはじめ、様々な文化施設を有していますが、老朽化が進んでいるため、適切な維持・補修が必要です。さらに文化施設には、人々の居場所となり社会参加の出番や出会いの場を創出するなど、新たな役割が求められています。

(2) その対策

(ア) まちの歴史や文化を知る・学ぶ

世界文化遺産に登録された三池炭鉱関連施設などをはじめ、地域に残されている近代化遺産や有形・無形の文化財の適切な保存や、それらの歴史を「見える化」するなどの活用に向けた取組みを通して、郷土の歴史や文化に触れ、現在や未来とのつながりを理解する機会を充実します。

(イ) 文化芸術事業の充実

質の高い文化芸術に触れる機会と、身近な場所で文化芸術に触れる機会の充実を図ります。あわせて、子どもが文化芸術に触れ、豊かな感性を育むとともに、若者が文化芸術に対する関心を高める機会の充実を図ります。また、誰もが気軽に文化芸術に親しめるよう、市民が参加しやすい事業の充実に努めます。

(ウ) 文化芸術の環境づくり

文化芸術活動を行う市民団体への支援等により、市民が身近に文化芸術に親しめる環境づくりを進めます。また、文化芸術により生み出される様々な価値を人づくり、まちづくりの面で活かし、まちの魅力を高める取組みを進めます。あわせて、文化施設の適切な維持・補修を行うとともに、これからの文化施設が地域で果たす役割について改めて検討し、機能の充実を図ります。

(3) 計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	三池カルタ・歴史資料館等複合施設整備事業	大牟田市	
		文化会館施設整備事業	大牟田市	
		文化財整備事業	大牟田市	
		世界遺産関連施設整備事業	大牟田市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	多様な文化芸術提供事業	大牟田市	
		文化芸術が生み出すまちの魅力アップ事業	大牟田市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市の公共施設維持管理計画では、各分類の施設別方針を以下のとおり定めています。

社会教育系施設	・施設の維持改修・更新費用が高額であることから、施設継続のために必要となる費用や利用状況により、施設として保有する必要性を検証し、施設の統廃合を検討します。 ・周辺自治体の類似施設の状況についても把握を行い、機能連携や相互利用などによる総量抑制についても検討します。 ・老朽化が進み、耐震上の問題がある施設については、機能移転などによって生じた余剰スペースなどの活用を検討します。
市民文化系施設	・施設や設備の維持改修・更新費用が高額な施設もあることから、施設継続のために必要となる費用や利用状況により、施設として保有する必要性を検証し、施設の統廃合を検討します。また、周辺自治体の類似施設の状況についても把握を行い、機能連携や相互利用などによる総量抑制についても検討します。

また、一般施設の個別施設方針を以下のとおり定めています。

三池カルタ・歴史資料館等 複合施設	長寿命化
文化会館	長寿命化

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

12 再生化可能エネルギーの利用の促進

(過疎地域持続的発展計画に記載すべき「過疎地域の自然的特性をいかしたエネルギーの利用及び地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの推進」については、現在のところ、本市での該当は見込まれません。)

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

- 今後のまちづくりの課題への的確な対応を図るためには、行政だけではなく、市民や各種団体等が協働して取り組むことが重要であることから、これまでの市民と行政との協働による実践的な取組みを踏まえ、引き続き、協働のまちづくり推進条例や市民憲章の基本理念のもと、協働のまちづくりを進めていく必要があります。
- 協働のまちづくりを進めるにあたっては、市政に対する市民の関心を高めることが重要です。そのため、行政運営に関する情報を適切なタイミングで、的確にわかりやすく発信する必要があります。あわせて、行政の信頼性や透明性を高めるため、積極的な情報公開や市民の意見を行政運営に反映させていくことが必要です。
- 住民と地域の関わり方の希薄化、地域の担い手の不足や高齢化などにより、地域コミュニティ機能が低下しています。このようなことから、校区まちづくり協議会の設立や自立に向けた活動を支援することにより、地域コミュニティの再構築を図る必要があります。
- 各校区まちづくり協議会においては、加入率の伸び悩みや新たな人材の発掘・育成が進まないなど、課題の解決には結びついていない状況です。また、人口減少や小学校の再編に伴う地域再編によって、新たなコミュニティの形成などの課題も生じてきています。
- 校区まちづくり協議会制度が創設され 10 年を迎えることから、「設立期」から「自立期」に向けた支援の在り方を検討する必要があります。特に校区まちづくり協議会活動の根幹をなしている校区まちづくり交付金制度については、地域のニーズなども踏まえ、地域の課題解決などに向けた再構築を図る必要があります。
- 地域が維持管理している防犯灯及び街路灯については、消費エネルギーの削減や地域負担の軽減を進めるなどの観点から、集中的かつ計画的な LED 化が必要です。
- より良い地域社会の実現を目指し、市民が自主的・自発的に地域社会の課題解決に取り組む、公益性のある市民活動のさらなる促進と活性化を図るために、市民活動団体を支援する必要があります。

(2) その対策

(ア) 協働のまちづくりの理念の共有

協働のまちづくりに関する理念やルールを明確にし、市民全体で共有することを目的とした協働のまちづくり推進条例の周知、啓発及び実践に取り組めます。あわせて、協働のまちづくりを進めていく上での基本理念として、「みずからの責任において、互いに力をあわせ、まちづくりを行う」ことを市民自らが宣言した市民憲章の啓発を進めます。

(イ) 情報の共有

協働のまちづくりが推進できるよう、広報やホームページのほか、SNS や FM たんとななどのコミュニケーションツールを活用し、市民等が求める情報を分かりやすく迅速に提供するとともに、報道機関等へタイムリーに情報提供を行うなど、積極的な情報発信や情報公開を進めます。また、市民が市政運営に参加しやすく、意見を出しやすい仕組みづくりを進めるとともに、市民から寄せられた意見については、市政への適切な反映を図ります。

(ウ) 地域コミュニティの形成

地域コミュニティの再生及び活性化の推進母体となる校区まちづくり協議会の全校区での設立を目指すとともに、協議会への加入促進・人材育成などの活動支援に取り組めます。また交付金制度の再構築や、地域活動の拠点となる校区コミュニティセンターの整備を進めます。あわせて、地域が維持管理する防犯灯及び街路灯において、一定の期間内に完全 LED 化に向けた支援を行います。

(エ) 市民活動の促進

市民が市民活動に取り組みやすく、その活動が活発になるよう、市民活動に関する情報の発信と共有化を図るとともに、人材の育成・確保、市民活動団体間のネットワークづくりによる連携の強化に取り組めます。

(3) 計画（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他 地域の持続 的発展に関 し必要な事 項	過疎地域持続的発展特 別事業			
		校区まちづくり交付金交付事業	大牟田市	補助金

○2から13のうち過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）
（令和3年度～8年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進	過疎地域持続的発展特別事業			
		シティプロモーション事業	大牟田市	まちの魅力発信および移住定住の促進等を目的とした事業
		情報発信強化事業	大牟田市	まちの魅力発信および移住定住の促進等を目的とした事業
2 産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業			
	企業誘致	イノベーション創出促進事業	大牟田市	地域経済発展を目的とした事業
		地域企業支援強化事業	大牟田市	地域経済発展を目的とした事業
		研究開発等支援事業	大牟田市	地域経済発展を目的とした事業
		企業誘致推進事業	大牟田市	地域経済発展を目的とした事業
		企業立地促進費補助事業	大牟田市	補助金 地域経済発展を目的とした事業
3 地域における情報化	過疎地域持続的発展特別事業			
	デジタル技術活用	行政サービスのITC化推進事業	大牟田市	行政手続の利便性向上を目的とした事業

4 交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	路線バス運行対策事業	大牟田市	補助金 公共交通の維持・確保を目的とした事業
		生活交通支援事業	大牟田市	地域住民の移動支援を目的とした事業
5 生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業			
	防災・防犯	地域防災力強化事業	大牟田市	地域防災力の向上を目的とした災害に強いまちづくりに資する事業
	その他	空家等対策推進事業	大牟田市	地域の安全・衛生の確保等を目的とした事業
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	子育て世代包括支援センター事業	大牟田市	子育て世帯への支援を目的とした事業
		子ども医療費助成事業	大牟田市	子育て世帯への支援を目的とした事業
	高齢者・障害者福祉	地域包括支援センター事業	大牟田市	地域住民の保健医療の向上および福祉の増進の包括的支援を目的とした事業

8 教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	未来を創る ESD 推進事業	大牟田市	学校教育の充実に資する事業
		少人数学級編制・少人数授業推進事業	大牟田市	学校教育の充実に資する事業
		特別支援教育支援員活用事業	大牟田市	学校教育の充実に資する事業
10 地域文化の振興等	過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	多様な文化芸術提供事業	大牟田市	文化芸術に触れる機会の充実に資する事業
		文化芸術が生み出すまちの魅力アップ事業	大牟田市	まちの魅力を育み、まちへの愛着醸成を目的とした事業
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業			
		校区まちづくり交付金交付事業	大牟田市	補助金 地域コミュニティの活性化を目的とした事業